

2014年12月24日

お客様各位

シーティーシー・エスピー株式会社

【HULFT】 技術サポート料金(保守料金)差額改定ルールのお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申 し上げます。セゾン情報システムズ社より、ライセンスの変更や追加に伴い、技術サポート締結期間 中 (保守期間中) に技術サポートサービス料金 (保守料金) が変更になる場合の差額ルールをよりわ かりやすくシンプルにご提供できるよう改善した旨、下記のルール変更の通知がございましたので、ご案内致します。詳細につきましては、下記をご参照頂きますようお願いいたします。

敬具

一 記 一

1) 対象

<技術サポート料金が変更になるケース>

・グレードアップ

例:M グレードから EX グレードへの変更

- ・バージョンアップ (ライセンス料金が変わる場合)
- ・オプションの追加購入
- ・クラスタの構成変更 例: CL2 本目から CL1 本目への変更

<対象製品>

HULFT Series 製品 (HDC-EDI を除く)

2) 技術サポート料変更後の差額

	サポート契約締結の場合	サポートパック購入の場合
		(※通常弊社からの購入はサポートパックでの購
		入となります。)
これまでのルール	変更の翌月から契約満了までの	差額は発生せず、次回更新時から変更
	期間の差額が、月単位で発生	後のサポート料に変更
	↓	↓
変更後のルール	サポート契約、サポートパックともに、	
	(1) サポート期間が1年の場合	
	・差額が発生せず、次回更新時から変更後のサポート料に変更	
	(2) サポート期間が1年を超える場合	
	(例): 3 年契約、3 年 or5 年サポートパック	
	・変更の翌月から期間満了まで 12 か月ある場合は、期間満了までの差額	
	が年単位で発生	
	※変更の翌月から満了日までの期間が 12 か月未満の場合には差額は派生いたしませ	
	ん。その場合は、次回更新時から変更後のサポート料金に変更となります。	

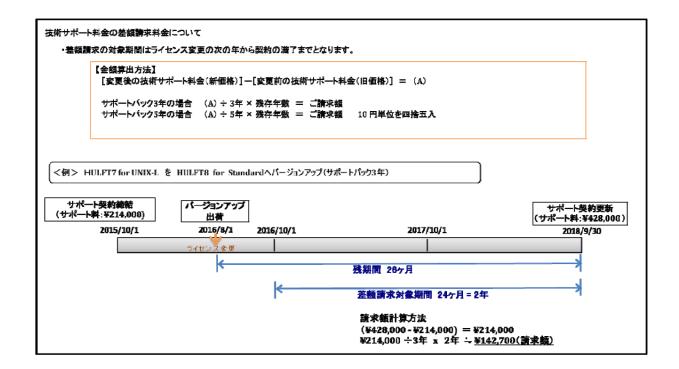


3) 改訂日

2015 年 1 月 5 日 (セゾン情報システムズ社注文受付分より)

※ 改訂日以降、技術サポート料金変更のご注文をする場合に適用されます。

(参考) 差額の算出方法



■本件に関するお問い合わせ先

【本案内・保守契約に関するお問い合わせ先】

シーティーシー・エスピー 株式会社

業務サービス部 サービス営業推進課

E-mail: sphoshu@ctc-g.co.jp

以上